

松戸市都市農業振興計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

松戸市都市農業振興計画策定業務（以下「本業務」という。）について、企画提案を求め、各提案事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

本業務は、都市農業振興基本法及びこれに基づく国及び千葉県に関連計画、農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、松戸市（以下「本市」という。）における都市農業の振興に関する計画として、「松戸市都市農業振興計画」（計画期間：2019（平成 31）年度から 2028（平成 40）年度）を策定し、本市農業の持続的な振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、本市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

3 事業概要

- (1) 事業名称 松戸市都市農業振興計画策定業務委託
- (2) 発注者 松戸市
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 松戸市指定の場所
- (5) 事業内容 「松戸市都市農業振興計画策定業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。

4 提案限度額

6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものでなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (5) 公募開始の日から契約締結までのいずれかの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成 24 年松戸市条例第 2 号）第 9 条に規定する排除対象となっていないこと。
- (8) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9) 直近 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）に、市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と、当業務と類似した業務もしくは産業振興等に関連した調査業務を履行した実績を有していること。
- (10) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

6 選考スケジュール

実施内容	期日等
① 実施要領等掲載期間	平成 30 年 2 月 19 日（月）～3 月 16 日（金）
② 質問の受付期間	平成 30 年 2 月 19 日（月）～3 月 2 日（金）
③ 市からの質問回答期限	平成 30 年 3 月 7 日（水）
④ 企画提案書受付期間	平成 30 年 2 月 19 日（月）～3 月 16 日（金）
⑤ 審査委員会（プレゼンテーション）	平成 30 年 3 月 28 日（水）
⑥ 結果の公表	平成 30 年 3 月 30 日（金）予定
⑦ 契約手続き	平成 30 年 4 月上旬

7 実施要領等の配布について

- (1) 配布期間
平成 30 年 2 月 19 日（月）～ 3 月 16 日（金）
※配布は 16 日（金）の午後 5 時までとする。
- (2) 配布方法
松戸市ホームページからダウンロード
[松戸市ホームページ] <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
書類等の直接配布は農政課にて同日より開始する。（土日、祝日を除く午前 8 時

30分から午後5時まで)

8 質問の受付について

(1) 受付期間

平成30年2月19日(月)～3月2日(金)

※質問受付は3月2日(金)の午後5時までとする。

(2) 質問方法

質問書(様式第5号)に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」とする。電子メール送信後、事務局「農政課」に送信確認の電話を行うこと。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、平成30年3月7日(水)午後5時までに本市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時松戸市ホームページへ回答を掲載する。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出期間

平成30年2月19日(月)から3月16日(金)までの土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、3月16日(金)午後5時必着)

(2) 提出書類

次の書類を提出すること

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書(様式第1号)	
②	企画提案書(任意様式)	記載内容については、本実施要領9(3)を参照すること
③	会社概要書(様式第2号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
④	事業実績書(様式第3号)	直近10年の業務実績(5.参加資格要件(9))に該当する実績の内、農業に関する振興計画についての実績について記載すること
⑤	事業執行体制(様式第4号)	配置を予定しているスタッフ全てを記載すること
⑥	見積書(任意様式)	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること

⑦	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後 3 ヶ月以内のもの)
⑧	納税証明書 (国税)	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税 証明書 (その 3 の 3)」(発行後 3 ヶ月以内のもの)
⑨	納税証明書 (法人市民税固定資産 税)	市内に事業所等がある場合、直近 2 年分、発行 後 3 ヶ月以内のもの
⑩	印鑑証明書	発行後 3 ヶ月以内のもの

(3) 企画提案書 (任意様式)

別紙の仕様書を基に、

ア 取組方針及び取組内容

(ア) 松戸市都市農業振興計画策定のポイントや留意点

(イ) 松戸市都市農業振興計画に掲げる施策項目等の方向性

(ウ) 市民、農業者へのアンケート内容、ヒアリングの内容及び分析の手法

イ 実施体制

ウ 本事業の取組にあたっての自社の強み、特記すべき事項がある場合は具体的に記載すること。

- ・ A4 判で総ページ数 10 頁以内とし、事業者を特定または推定できるような記載は含まないこと。
- ・ 企画提案書は横書きで記載し、基本的に A4 判両面印刷で左綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差支えない。
- ・ 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。(目次は企画提案書の枚数に含めない)
- ・ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記述すること。
- ・ その他 PR 及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
- ・ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。

(4) 提出方法

- ・ 持参又は郵送 (配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること) により農政課へ紙媒体で提出すること。

(5) 提出部数

- ・ 正本 (提出書類①～⑩を綴ったもの) を 1 部、副本 (②～⑥を綴ったもの、写しても可) を 10 部提出すること。
- ・ 正本は A4 判紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・ 副本は、会社が特定される部分については、空欄もしくは黒塗りにすること。

(6) 提出期限

平成 30 年 3 月 16 日（金）

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

※郵送の場合は平成 30 年 3 月 16 日（金）午後 5 時必着とする。

1 0 選考審査委員会（プレゼンテーション）について

(1) 実施日

平成 30 年 3 月 28 日（水）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する場所

(3) 実施期間

1 事業者につき、準備 5 分以内、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 実施内容

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うこと。
- ・プレゼンテーションの出席者は、1 事業者について 3 名までとする。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン、マイク、プロジェクター設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

1 1 事業者選考方法について

(1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

(2) 選考は、松戸市が設置する松戸市都市農業振興計画策定業務選考審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、下記評価項目に基づき、提出された企画提案書、プレゼンテーション等の内容により審査する。

(3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、最高合計評価点と同点の場合は、見積額の低い者を第 1 位として選定する。ただし、審査委員会の合計得点が満点の 6 割未満である場合は、選定しないものとする。また、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(4) 評価項目

評価対象		評価の着目点	配点
事業実績	事業実績書	本事業を遂行するために必要な業務実績を有しているか	10
取組方針 及び 内容等	企画提案書	本事業の特性、本業務内容を十分理解し、国、 県の関連計画の内容を踏まえ提案されている か	20
		施策項目等の方向性は本市の実態に沿った内 容であり、具体的に提案されているか	20
		調査・分析の手法やアンケート内容は必要か つ十分な内容となっており、実現性、実効性 があるか	20
		本事業を遂行するために適切なスケジュール が設定されているか	10
事業執行 体制		本事業に有効な知識・ノウハウ・経験を有し、 実施できる業務執行体制となっているか	10
見積金額		10×提案者中の最低見積価格／見積価格 ※小数点第2位以下は切り捨て	10
合計			100

1.2 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は、参加事業者に対し、参加申込書（様式第1号）に記載された担当者の電子メール宛てに平成30年3月30日（金）までに通知する。また、松戸市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

1.3 契約に関する基本事項について

- (1) 契約方法
優先交渉権を与える順位の設定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約内容
契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。
- (3) 契約保証金
契約締結にあたっては、松戸市財務規則第143条第1項に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸

市財務規則第143条第3項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に一括して支払うものとする。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

ア 本業務を遂行するにあたり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得た秘密を一切漏らしてはならない。

イ 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

1.4 その他

- (1) 平成30年度予算が市議会で可決されない等のやむをえない理由により、本プロポーザルを延期または中止することがある。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て受託者が負担するものとする。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (5) 企画提案書等の著作権は受託者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。

1.5 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 松戸市経済振興部農政課（担当 友澤・伊集）

Eメール mcnousei@city.matsudo.chiba.jp

住所 〒271-0073 松戸市小根本7-8 京葉ガス F松戸第二ビル4階

電話 047-366-7328

F A X 047-366-1165